

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係5 返還交渉前史 (対米・対内)(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43711">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43711</a>

沖縄 1-1-0-1 (2)

ファイル情報インデックス・シート

* 年別移管番号									
			H						

目次番号	目次件名	目次別保存区分
◎	沖縄返還交渉前史	☆
◎	(対米、対内)	☆
◎	(2)	☆
◎	目次	☆
◎	総理ブリーフィング	☆
◎	8月8日 ブリーフィング	☆
◎	9月6日 ブリーフィング	☆
◎	沖縄問題の処理について (第1次案 = 田中大使案)	☆
◎	沖縄の当面の問題に関する対処方針	☆
◎	沖縄施政権返還の方途	☆
◎	事前協議条項による制約	☆
◎	総理訪米、三木大臣訪加	☆
◎	佐藤・ジョンソン会談 (第1回)	☆
◎	佐藤・マクナ马拉会談	☆

\* 印は記録室記入欄

ファイル情報インデックス・シート

* 年別移管番号									
			H						

目次番号	目次件名	目次別保存区分
◎	佐藤・ラスク会談	☆
◎	佐藤・ジョンソン会談 (第2回)	☆
◎	共同コミニケ	☆
◎	共同コミニケの沖縄関係部分最終段階の全容	☆
◎	総理訪米及び大臣訪加に関する件	☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆

\* 印は記録室記入欄

極 秘  
妥 期 限  
10 部の内  
7 号

## I 在沖縄米軍の戦略上の役割りについて

4287

北米局

在沖縄米軍戦力の役割りを、(1)全面核戦争抑止戦略における役割り、(2)局地戦用発進基地としての役割り、(3)補給、中継、訓練基地としての役割り及び(4)防衛基地としての役割りに分けて考えれば、次のとおりである。

### 1. 全面核戦争抑止戦略における役割り

極東における米国の核抑止力は、米本土に配備されているICBMならびにグアム等に基地を置くポラリス潜水艦、B-52爆撃機を主力としている。

沖縄にあるメースBは旧式化しており、また、F105戦闘爆撃機は水爆搭載も可能で、現在「15分間待機」の状態にあるが、核報復攻撃を本来の任務とするものではない。

沖縄は、アジア大陸に近接して脆弱性を有するため、今後とも全面核抑止力発進基地と

して使用される可能性は少ない。全面核戦争抑止力との関連では、(1)グアム等を基地とするB-52に対する空中給油のためのKC-135の発進、(2)B-52の台風避難等のための代替基地(年間20回程度)等補助的な役割りを果たすに止まるものと考えられるが、米側としてはかかる役割りを重視している。

### 2. 局地戦用発進基地としての役割り

極東における米軍の地上戦力は韓国等におけるものを除き、ほとんど名目的なものでなっているため、沖縄に戦闘即応部隊を配備して、緊急の際にそなえる必要があるものと考えられる。

グイエトナム戦争に関しても、沖縄にあつた第3海兵師団が最初の過駐地上部隊となり、その後も第9海兵旅団が沖縄で戦闘即応態勢にある。また空軍のF105戦闘爆撃機、海兵隊のKC-130輸送機等も、沖縄を基地としてグイエトナムでの地上部隊援護、北爆、

補給品投下等に從事している模様である。

### 3. 補給、中継、訓練基地としての役割

ヴェトナム戦争との関係では、沖縄のこの面での役割が最も重要であり、現在兵員約2000名の第2兵站部隊が沖縄における補給、中継活動の中心となつている。

ヴェトナムで消費される軍用物資月間40～50万トンのうち10～15万トンは沖縄を経由しているといわれる。その理由としては、沖縄まで大型船舶で輸送した後、航空機、LST等に換えてヴェトナムに輸送することが、効率的であること、沖縄での補給中継施設に、電子計算機、ベルト・コンベア、コンテナ方式等仕分け、送別の機械化が完備していること、等が考えられる。

また、沖縄本島北部には、対グリラ戦闘訓練学校が置かれている。

補修整備は、主として本土基地で行なわれているが、沖縄においても、P-3型機等若

干の航空機、戦車等の修理が行なわれている。

### 4. 防衛基地としての役割

極東における防衛態勢の一環として、沖縄にあるレーダー・サイトからの情報は、府中の第5空軍司令部に供給され、また、沖縄には、ナイキ・ハーキュリーズ(核弾頭装備が予想されていると考えられる)ナイキ・ホークが配備されている。

海上警備については、P-3型対潜哨戒機が配備されている。

なお、沖縄自体の防衛のための地上部隊はほとんど存在しない。

極 秘  
無 期 限  
10 部の内  
7 号

## Ⅱ わが方申し入れに対する米側の反応

4287  
北米局

### 1. 基本的考え方

米側が可能な限りの基地使用の自由を求めるのに対し、これを日本側が徹切つて制限して行くということではなく、極東における自由陣営の戦略上の利益の観点から、沖縄にある基地がどのように使われることが、日米両国にとつての共通の利益であるかを、日米双方が検討して行くこととしたい。

### 2. 沖縄の果している抑止機能と米側の受諾し得る制約の限界

(1) 核の問題については、ポタリスの使用は全面核戦争を意味し、安易に使用し得ないので、核攻撃の可能性に対するクレディビリティを確実にし、有効な抑止力を維持するためには、ポタリスに至らない核戦力の保持が必要である。日本が要求するのであれば、核兵器を沖縄から取除くことはで

きようが、中共に対する抑止力は、それだけ減少する。ポタリスに至らない各種の戦術核兵器の配備の必要についてはいろいろ言いたいことがある。

- (2) 戦闘作戦行動については、例えば(イ)グワムに基地をかくB-52に対する沖縄基地からの給油機による給油、(ロ)中共のタイ、ラオス等に対する大規模な地上兵力による攻撃に対する沖縄からの反撃の自由を確保することが最少限必要である。
- (3) 事前協議の制約については、米国が現状において、沖縄の基地をいかようにも使用し得るということが、有効な抑止力として作用しているのであり、これが日本との事前協議の対象となるということでは、抑止力はそれだけ減少することとなる。本土並みに安保条約を適用するというのであれば、米側は、沖縄に止まつてその使命を果たすことは極めて困難である。

### 3. 当面日本側に期待する措置

沖縄の施政権返還後も、米軍基地が存続する場合、日本政府はその基地の使用ぶりについて政治的責任をとらざるを得ず、現状よりも、大きな政治問題に直面することとなるかも知れない。これは、日本政府による政治的決断の問題であるが、差し当り、日本として沖縄にある米軍基地が、どのような役割を果たすことを望むかについて日本側の一応の考え方も承知したい。(この点、国防省筋よりは、軍関係者間に日本側の圧力により譲歩を強いられたのではなく、自らの創意でそうしたのだという気持を持たせるためには、日本側が暫らくこれ以上の対米アプローチはされないことが望ましいとの見解もある。)

### 4. 米側回答のタイミング

米側は目下、日本側の申し入れを関係各省係官のレベルで慎重に検討を続けており、今秋の三木大臣の訪米を経て、佐藤総理の訪米

を頂点としてなんらかの前進を得ることを目標として考えている。従つて三木大臣の訪米前に、ジョンソン大使を通じ、なんらかの米側の反応をお伝えしたいと思つている。しかし、作業が遅れば最初の反応も、大臣訪米のときとなるかも知れない。

### 5. 小笠原の施政権返還

小笠原については、施政権返還のアレンジメントができる前の帰島は望ましくないとの日本側見解に(ジョンソン大使個人としては)同意である。小笠原の戦略的価値は、日本側で一般に考えられているほど無価値ではない。しかし、中心問題は政治的なもので、沖縄との関連において慎重に検討している。

極 秘  
無 期 限  
10 部の内  
7 号

施設権返還に伴う沖縄基地  
の地位について

昭和42 8 7

北 米 局

1. 沖縄の施設権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割りの調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。この見地より去る7月15日外務大臣より在京米大使に対し、

- (1) 極東地域の現在及び将来の安全保障上の要請にかんがみて、沖縄の果たすべき戦略的役割り及び沖縄所在の軍事施設の要件、及び
- (2) 安保条約及び地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題、

につき日米間に検討を進めるよう提案した。これに対して米側は未だその反応を示していないが、施設権返還問題を動かして行くためには、わが方として基地の地位についてなんらかの腹案を持っていることが必要である。

2. 沖縄の軍事的役割りは、ヴィエトナム戦争継続中の現在は勿論、ヴィエトナム戦後においても、およそ次の4点にあると思われる。

- (1) 極東において有事に即応して発進しうる空、陸の前線攻撃基地、
- (2) 極東における前線補給基地、
- (3) 通信基地、
- (4) 眼にみえる脅威しうる抑止力たること。

上記のうち、沖縄の地理的位置からして、前線補給基地及び通信基地としての役割りが重要であることはいうまでもないが、前線攻撃基地としても現に行なわれている戦略爆撃機に対する空中給油作業とか、輸送機による戦線への兵器供給は重要な機能であり、また極東地域に局地戦争が突発した場合、海兵隊や戦闘爆撃機が即刻発進しうる態勢にあることが有効な抑止力として存在するためきわめて重要である。核兵器については、ボラリスが存在するに至つた現在、戦略核兵器を沖縄に配置する必要はなくな

つたものと認められ、問題は沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイル用の核弾頭や、戦闘爆撃機に搭載すべき核弾頭にあると思われる。

3 米側が沖縄の軍事的役割りを重視する反面、施政権それ自体は目的ではないので、日本側との間に満足を取極ができれば、施政権返還を進めようという気持ちは十分であるとみて誤りないと思われる。米側の考え方の基本は次のとおりであると思われる。

(1) 日本は極東における最も信頼すべき友邦であるから、将来の極東の平和と安全維持のためには真に日本と提携して行かなければならない。

(2) 沖縄が返還されれば日本は防衛姿勢の問題として相当な政治的負担を引受けることとなるべく、従つて問題は現状のまま推移するか、あるいは政治的決断をもつて沖縄返還に進むかの日本側の選択の問題である。

(3) 日本も責任ある大国として、沖縄に存続すべき米軍がいかなる役割りを持ち、いかなる

基地の地位を与えられるべきかについて独自の判断があるべきであり、究極において米國はその判断によつて態度を決めるのが筋である。

ということに帰着すると認められる。

4 施政権返還後の基地の地位を現状どおり認めることはわが方に困難あり、これを本土の基地並みとしては、極東における抑止力としての機能を十分果たせずとすれば、「現状どおり」と「本土並み」の間に日米双方が満足しうる取極をなしうるや否やが施政権返還の鍵である。在沖基地の「現状どおり」と「本土並み」とを、極東における抑止力としての機能の観点より対比すれば、最も重要な相異は、(1)核弾頭及び中長距離ミサイルの持込み、並びに同ミサイルの発射基地建設、及び(2)戦闘作戦行動のための基地使用、をわが方との事前協議の対象とするや否やにある。

米側に対して施政権返還を要請するに当つて



は、返還後の在沖基地について、基本的には前記(1)は事前協議の対象とするよう極力努力するも、(2)は少なくとも極東の情勢が好転するまでは事前協議の要なきこととするだけの腹づもりが必要であると認められる。

よ このようにして施設権返還後沖縄に「本土並み」でない基地が存続するときは、施設権返還運動は直ちに「本土並み」へのせん動にとつて代えられ、また本土以上に基地反対の運動が行なわれることも予想されるが、沖縄返還は強い国民的要望であり、政府としては相当な政治的責任を引受ける決意をもつて返還実現に努力すべきものとする。そのためには沖縄返還に伴うわが方防衛関係当局の責任拡大、地位協定実施のため施設庁、治安当局をはじめ関係各省の十分の用意が必要であり、やがて極東情勢が変つて基地の「本土並み」を許す時期が到来するまで安定した持続性あるものとしなければならぬ。

特

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (T-A) 34939  
 67年9月3日 13時15分 発信 北米局長  
 67年9月4日 03時26分 本省 着

大政事外外官  
 務務房  
 次次  
 長官官審審長

備人計会領  
 長長長

文電領  
 参資  
 関給厚

ア参北東

長参中西

北参保

中参南

長参中住

欧参英

長参西京

近参ア

長参ア

経参商米ア

参参二カ欧

長参参統ラ近

経参経贈贈

協政技贈償

長参経贈贈

参参協

長参規

国参軍社専

長政経科

情参内

長道外

文文文

外務大臣殿 下田(大) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (ジョンソン大使内話)

第2402号 暗 (特秘) 至急

2 日本使目下帰国中のジョンソン米大使とランチを共にして  
 こん談せるところ、オキナワ問題につき、同大使の内話する  
 ところ次の通り。

1 日本側覚書に対する米側回答は、自分の在京中に出す運  
 びとならなかつたが、日米関係会議の際も、その運びとはな  
 らないであろう。ラスク長官は三木大臣との会談において、  
 よろこんでオキナワ問題を討議する用意はあるが、米側の最  
 終的見解を述べることは出来ないのである。日本側覚書は極  
 めて重要な問題を提起しており、ラスク長官またはマクナマ  
 ラ長官といえども独断で見解を述べることはできず、問題は  
 今やホワイトハウスに上げられ、大統領自身がじゆく慮 (T  
 H I N K O V E R) している段階にある。

2 自分は29日に帰国したところ、30日に早速ホワイト  
 ハウスによばれ、長時間大統領と会談した。自分からブリー  
 フすることが多く、大統領の方から意見を言われることは少  
 なかつたが、大統領としては未だ最終的の考えを決めておら  
 れない様に見受けられた。自分の推測するところでは、大統

(外) 附 行

特

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

領の現在の心境は、次のようなものではないかと考えられる

(イ) アジアには現在多くの重要かつ困難な問題が横わつて  
 おり、オキナワの問題は、アジアの諸問題 (WHOLE R  
 ANGE OF ASIAN PROBLEMS) の一かん  
 に外ならない。従つて同問題の解決もアジア問題全体の広い  
 かく度から考えられなければならない。

(ロ) 米国は他の欧米諸国とは、かけ離れて大きな責任をア  
 ジアにおいて負わされており、その立場はと独りあり困難で  
 ある。かかる立場にある米国としては、一体アジアの指導国  
 家たる日本に何を期待し得るであろうか。固より軍事面にお  
 いて日本の協力を期待し得ないことはよく判つている。しか  
 し日本に対し単に経済面に限らず、政治面においても、その  
 地位と実力にふさわしい一層大きな役割を期待することはで  
 きないであろうか。

(ハ) オキナワの施政権は、そもそも日本を含む極東全体の  
 平和と安全を維持するため、連合軍から米国に対しその行使  
 を付託されたものである。米国がその付託にそむくことなく  
 施政権を手離し得るためには、先ず上述のアジア問題の一  
 かんとしてのオキナワ問題について、日本政府がいかなる考  
 えを持っているかを、その指導者の口から直接はつきり確め  
 ることが必要であり、その手続を経ずに施政権の移譲を考  
 へることは、米国としては無責任のソシリを免れないのではな

(外) 附 行

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

いか

3. なお、自分が今回帰国して気付いた2、3の点を御参考までに述べると。

(1) 在京米大使館は、その当然のし事として、日本の主要新聞の記事をワシントンに報告し、その中重要なもののレジュメはホワイトハウスにもとどけられているところ、これら記事の中には、例えばベトナム問題に関し、日本の民間評論家や野党議員のみならず、政府側または与党側にすら、米国の立場に対してCRITICALと言わないまでも、少くもNEUTRALな言説が行われていることを報道するものがあり、かかる記事はベトナム問題の処理に苦心するホワイトハウスに誤解を与えるおそれがある。

(かかる誤解を解き、日本政府の真意を説明するのが、自分のプリーフィングの一つの重点であつた。)

(2) 最近10%の所得税増額を余ぎなくした米国の財政上の困難及び種種の対策にもかかわらず容いに好転しない国際収支の問題をかかえるフアウラー財務長官の物ごとに対する見解が、相当強く米政府内に侵とうしつつあるように見受けられる。かかるワシントンのふん困気は前記2、(ロ)との関係もあり、またミスダ大蔵大臣も来米されることでもあるので、予めおみみに入れておきたい。

4. 上述のような米政府部内の事情にかんがみ、米側の見解

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

が最終的に固まるまでには、なお時日を必要とするものと思われ、またかかる事情であるだけに来るべきカウンターパートの会談において、三木大臣から直接ラスク長官に対し日本側見解を率直かつ強力に展開されることが極めて有益であると考えられる。

なお、その際できれば施政権返かんに至る過渡期間におけるオキナワ現地のステータス等についての日本側試案が示されるならば一層有益なディスカッションが行われ、じ後の日米間協議を進ちよくせしめるに役立つものと考えられる。

(本電の取扱については、ジョンソン大使の立場もあり、  
 敬重御注意をわずらわしたい。)

(3)

(4)

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

外務省  
次官  
官署長

人計会領  
文電領  
参参  
国参  
参参  
北東  
総中西  
保  
参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

67年09月13日18時35分  
67年09月14日13時34分

ワシントン 米局長  
本省 着

外務大臣殿 下田(大領) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (意見具申)

第2403号 暗 (特秘) 至急

往電第2402号に関し

1. オキナワ問題については日本側覚書に対する米側事務当局の検討は終了し既に米政府最高首のうの手許に回付されおることつとに御高承の通りであり。またこの際日本側のプレッシャーにより米政府が譲歩を余ぎなくされつつあるかのとき感じよくを外部に与えることは不得策と感じられたので。その後本使としては米側に対し催促がましい行動に出ることを一切避けて来たところ。冒頭往電ジョンソン大使との会談は。先方よりの申し出に基くものである。(当日の会談は。日米何れの新聞記者にも気付かれず行われた。)

2. ジョンソン大使の談話は。概ね予想された通りであり。過般東京においてわが方覚書手交の際の同大使の談話とふ節を合わすものであるが。わが方としては(イ)米政府最高首のうが。オキナワ問題を極めて広大な視野より。アジア問題全体の一かんとしてとらえおる点(ロ)また。この関連において日本側に期待する役割が予想以上に大であり。かつ経済面に限らず政治面での役割をも期待しおる点は注意に値すべ

外務省

極秘

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

外務省  
次官  
官署長

人計会領  
文電領  
参参  
国参  
参参  
北東  
総中西  
保  
参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

参南  
中住  
参英  
長西京  
近近  
長ア

く。更にまた(ハ)国際問題のみならず。種種困難な内政問題をかかえ。かつ明年の大統領選挙をひかえ機びなる立場にある米側首のうなるだけに。(そのオキナワ問題に対する考え方は。根本的には前向きであること疑を容れないが)わが方としても本問題の米側に対する取り上げ方には。細心の注意を要するところと考えられる。

3. 来るべきカウンターパート会談において。貴大臣より直接ラスク長官に対し。再応わが方の基本的見解を力強く述べられることは。最も時ぎに適するところなるべく。本件後日の解決促進に寄与するところ大なるものあるべしと考えられるが。その際更に例えば(イ)施政権返かんまでの過渡期におけるオキナワ現地のレヂームまたは(ロ)施政権返かん後における安保条約特に事前協議条項のオキナワに対する適用ぶり等。具体的事項についての日本側ふく案をも示すべきや否やの点については。最近のわが政府部内における審議ぶりをつまびらかにしない本使としては。的確な判断を下し得ないところであるが。もし貴大臣御自身これら事項を取上げられるには時期しよう早なりとすれば。あるいはこの際外務審議官。北米局長のレベルにおいて。米側当局との間に。非公式かつノン・コミットル・ベースの話し合いを行わしめられおくことが後日のため有益ならずやと考えられる。けだし米側にとっては。これら事項についての日本側ふく案を予

外務省

極秘



特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

め承知しておくことは、その最終的態度の決定をも容いならしめるものと推測されるからである。

4. 前項(イ)(ロ)の問題をも取上げられる場合の御参考までに、未じゆくながら本使気付きの点を具申すれば次の通り。

(1) 現地レヂームに関しては、施政権返かん前のオキナワに、日本政府の官りを派遣し、同地域の施政に直接干与せしめることは不適當と考えられる。かかる試みは(イ)現地住民をして二人の主権者につかえるとき感しよくをいだしめ、いたずらに方途にまよわしめるか、または(ロ)日本占領中のG.H.Q.対日本政府の關係に類した事態をオキナワに再現せしめ、結局円かつなる施政の運営を不可能ならしめる危険大なりと考えられる。(この点ジョンソン大使も全く同感)

(2) 施政権返かん前において、現地に派遣される日本政府官りの任務は、し問的(問いただし、相談する)役割をもつてその限界とすべきものと考えられる。例えばオキナワ住民、現地米軍、日本政府の三者の代表を全く対等の資格をもつて参加せしめるし問委員会を組織し、民政に関する各般の重要事項は、すべて同委員会にはかつた上実施せしめることとするのも一案と考えられる。

(3) 事前協議条項に関しては、核兵器以外のCONVEN

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

TIONALな兵器、兵員の大量移動またはこれらによる出撃につき、ベトナム戦争継続中は、同条項の適用を除外するとのフォーミュラは適當と思われず、むしろこれらについても同条項は等しく適用ありとの建前をとり、ただベトナム戦争中は日本政府が包括的承認を与え、個個の場合にその都度米側が承認を求めるとを必要とせずとのフォーミュラを採用する方適當かと考えられる。

5

極 秘  
無 期 限  
8 部の内  
7号

沖縄及び小笠原の軍事的役割  
りについて

昭和42 8.26  
北 米 局 長

本年5月及び8月、安全保障問題について、わが方外務、防衛両省及び統幕当局と米側國務、國防両省並びに統幕及び太平洋地区總司令部当局と2回にわたり協議したところ、そのうち沖縄及び小笠原の軍事的役割りについての米側の見解を要約し、下記のとおり報告する。

記

I 沖縄問題

1. 沖縄の軍事的役割りは情勢の変化に応じ多角的であるが、およそ次の4点にこれを要約しうる。

- (1) 極東において有事に即応して発進しうる  
空陸の前線攻撃基地
- (2) 極東における前線補給基地
- (3) 通信基地
- (4) 眼に見える信頼しうる抑止力たること。

2. 極東の各地域、すなわち、(1)大陸と海を隔てた諸國、(2)台湾、(3)韓国、(4)中共接隣諸國について個々に検討するとき間接侵略から局地戦、さらに核戦争に至るいろいろな段階の侵略の危険が存在している。この危険が現在顕現化していないのは、在沖米軍を含み東アジアに展開されている米國の戦略体制によつて抑止されているからである。この戦略体制は通常兵器及び核兵器の複合的な組合せによつていかなる形の攻撃にも柔軟、かつ、段階的に抑止力を発動しうるよう計画されている。
3. 核兵器といつても、(1)戦略核兵器(大陸弾頭弾、ポラリス、戦略爆撃機)、(2)局地戦用戦術核兵器(戦術爆撃機搭載用核弾頭等)、(3)基地防禦用戦術核兵器(ナイキ用核弾頭等)、(4)戦場用核兵器、(5)対潜作戦用核兵器、等各種の段階があり、これら各種の核兵器の展開によつて核戦争及び核兵器の使用を伴う通常戦争に即応しうる体制をとる必要がある。しかし、沖縄のみならずこれら核兵器がいかに

展開されているかは最高の機密に属し、そこ  
まで立入つて話すには米国内法上特別の取極  
を必要とすることになつている。

4 仮りにある地域では核兵器を展開せず、ま  
たこれを使用しないことにすると、その結果  
として相手方から大規模な通常兵器による戦  
闘を強いられる結果になることもありうる。  
またなんらかの形で核兵器の展開及びその使  
用制限を行なえば、相手方がこれを抑止力の  
観点からどう判断するかということも考える  
必要がある。

5 およそ核、非核を問わず、抑止力を低め  
ばそれだけ危険度が増すという関係にある。  
抑止力としてどこにどれだけの兵力を配置し、  
それがどのような行動の自由をもてばよいと  
いうような絶対的な基準があるわけではない。  
また抑止力であるからといって、多々益々弁  
ずるというものでもなく、米國としてもまず  
財政的な制約があり、政治的な考慮が必要な  
ことは勿論である。最終は抑止の対象となる

べき脅威に對しいかに軍事的に、また政治的  
に最大の効果（最大抑止）を保持するかの特  
別な問題はたえず再評価が行なわれており、これは  
判断の問題である。

6 施政権返還問題との関連では、米國は極東  
の平和と安全維持のためには長期的に真に日  
本と提携して行かなければならないとの基本  
的認識に立っている。日本自身の安全保障の  
みならず、極東の安全保障の要諦上沖縄基地  
の軍事的役割りを日本側としてどう評価する  
かの判断を米國側としてはまず知りたく、こ  
れの検討を通じて日米双方にとり合意しうる  
べき返還の方式を見出すべきである。このこ  
とはアジアの平和と安定のために日本及び米  
國が協力していかなる役割りを果しうるかの  
基本的問題にかかわる問題である。

（換言すれば、米國政府は目下沖縄問題を  
掘下げて軍事、政治の両面から慎重に検討中  
であると認められるが、いまだ返還問題に關  
連して将来の基地使用の条件について米側か  
ら見解を示すという態度はとっていない。）

5  
II 小笠原問題

小笠原の基地は現在はほとんど活動していないが、非常事態において、対潜作戦、前線補給及び発進基地、並びに通信基地として大きな価値がある。

(なお、わが方海上自衛隊にとつても対潜作戦及び訓練上小笠原の施設がきわめて有用なる旨を指摘したるに対し、米側はこれを傾聴した。)



極 秘  
無 期 限  
8 部 の 内  
3 号

沖縄の当面の問題に対する  
対処方針について

昭和42.8.4  
北米局北米課

1. 沖縄の当面の問題は、(1)沖縄住民の自治権の拡大とそのための琉球政府の強化、(2)米軍と住民との摩擦の問題(いわゆる人権問題)、(3)本土との経済的、社会的格差是正の問題を含む本土との一体化の促進の3問題に大別しうる。

(1) 沖縄住民の自治権拡大の問題は、沖縄統治機構内部の問題であるが、わが方としては、民政府による直接統治の色彩を稀薄にし、琉球政府の権限強化を促進するため、米側に対し、随時適切な示唆を与えるよう引続き努力するものとする。

(2) 沖縄住民と軍要員との摩擦の問題については、沖縄が米国の包括的な施政権下にあり、沖縄住民は自らの民政に関する範囲内で自治権を有するという建前からすれば、米軍要員についての裁判及び警察の管轄権を琉球政府

に委ねる等は政治的にも、法理上も無理がある。政府としては、沖縄住民の権利の著るしい侵害が発生した場合には、その都度日本国民たる沖縄住民の保護のため、必要な申し入れを米側に行なうと同時に、有効な防犯措置と、この面での米琉協力の強化等について米側の配慮を求めるととする。

(3) 本土との一体化は、(1)法制上、行政上、あるいは社会的、経済的の本土との相違を減少することにより、復帰に伴う困難を軽減する。(2)本土と沖縄との本来的な繋がりを強化し、沖縄を、より大きな経済的、社会的単位である本土と結びつけることによつて、住民の福祉の実質的改善に貢献するとの効果を目的とするものである。

自治権拡大やいわゆる人権問題についての施策は、米側施政に対する批判<sup>注文</sup>といふいわば間接的な形をとらざるをえないのに比して、本土との一体化の促進は、わが国政府が、効果的に直接の寄与を行ないうるもので

あるので、政府としては、沖縄に関する当面の問題の中では、差し当りこれに最大の重点をおいて対処することとする。

なお、本土との一体化促進の建設的意義にもかんがみ、米側としてもこれに積極的に協力することが期待しうる。

2 本土との一体化政策を推進する方策としては、次の段どりが考えられる。

- (1) 本土との一体化を図るべき分野としては、差し当り各種免許資格、船舶の管轄権、教育行政、各種年金、保険等の社会保障措置等が考えられるが、そのほか各省庁は、それぞれの行政範囲について、本土と沖縄との一体化を進めることが可能な分野を検討し、総理府においてとりまとめることとする。
- (2) 日米両国政府の高いレベルで、本土との一体化が日米共通の政策であることを再確認するとともに、協議委員会の下に、本土との一体化促進のための下部機構を設け、民政府及び琉球政府の専門家も随時これに参加しう

るものとする。

- (3) 本土との一体化計画の下でとり上げるべき措置は、(1)沖縄の民生福祉の向上に貢献すること、(2)よしんば上記(1)の貢献の度合いが少ないものであつても、沖縄の現状を放置する場合には、復帰にあたり混乱が予想されること等の規準に従い、もつとも緊急度の高いものから順次検討し、実施する。
- (4) 本土との一体化措置を進めるにあつては、将来日本経済の中で沖縄経済の占めるべき地位と役割りについて明白なヴィジョンを持つていることが望ましいので、これに関する研究を進め、米側の経済、財政長期計画との調整を図る。
- (5) わが国政府からの年度別援助計画に関する協議及び実施の方式についても、上記(3)及び(4)の結果が反映されるよう再検討を行なう。
- (6) 本土との一体化の促進の結果、当然本土の法制と同様の法制の沖縄における施行等が予想され、また各種の分野で本土とのつながり

が強められることとなる。この結果、南連事務所の連絡機能を強化するほか、同事務所、あるいはそのため特に派遣される日本政府の専門家が、行政技術的な問題について琉球政府に直接指導と助言を与えうる体制を整備することとする。そのほか、本土政府（地方公共団体を含む）と琉球政府間の人事交流の活性化をも図ることとする。